

21世紀新農政2008のポイント

～食料事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～

平成20年5月

農林水産省

(目次)

○ 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージのポイント	2
○ 「21世紀新農政2008」の構成	3
I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを踏まえた戦略的対応	
1. 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保	4
2. 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開	5
3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保	6
II 農山漁村の活性化	7
III 環境・資源対策	8

「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージのポイント

(参考)

背景

【世界の食料事情は深刻化】

- 人口増加、途上国を中心とする経済発展、砂漠化の進行などにより、今後、世界の食料需給はひっ迫。
- バイオ燃料需要の拡大、異常気象の頻発、水資源の不足などによって、世界の食料供給は不安定化。

【わが国の食料供給力は弱い】

- 食料の6割を海外から輸入。
- 輸入食料を特定の少数の国に依存。
- 耕作放棄地や不作付地が拡大。

【食生活の乱れが引き起こすさまざまな問題】

- 米の消費量が減り、畜産物や油脂の消費量が増えた結果、肥満や生活習慣病につながり、食料自給率も39%に低下。
- 食生活の乱れや、家庭で大量の食料廃棄。

求められる対応

【広く理解と共感を得ること】

- 米をはじめとする国産の農産物の消費が、食料自給率の向上のみならず、健康増進やふるさと・農村の活性化、地球環境の保全などの観点からも望ましいことについて、広く理解と共感を得る必要。

【国内の農業資源の有効活用】

- 耕作放棄地を解消するなど国内の限りある農地を十分利用することが大切。農業者の声に耳を傾けるなどにより、そのための条件を明らかにする必要。
- 技術と高い意欲を有する農業経営を中心に多彩な人々が営農に参画できる仕組みや、技術の開発・普及、人材育成も重要。

【消費者の国産ニーズに応える努力】

- 国産食料の利用拡大に向けて、食品製造業や外食産業の理解と協力が必要。
- 国産食料に対する消費者や食品産業のニーズに、農業者は的確に応える必要。
- 農業と食品産業は安全性と品質の確保と偽りのない情報を提供する必要。

【長期的・戦略的な取り組み】

- 米粉製品の開発・普及、飼料米の生産、食品廃棄物の飼料化に取り組むことが不可欠。
- 食料と農業に関する国際協力を積極的に行うべき。

【食料の安定供給は国の責務】

- 国は食料安全保障の具体策を確立する必要。
- 刻々変化する世界の食料事情について、正確な情報を迅速に伝えることで、社会の冷静な行動を促すことも重要。

【食料の未来を確かなものにするために】

- 国民がそれぞれの立場において、できることから長続きするかたちで取り組むことが大切。
- 国と地方公共団体は農業者、食品産業事業者、消費者の取り組みを効果的に促進する手段を講じる必要。

「21世紀新農政2008」の構成

世界の食料事情の変化に対応し、国民の期待に応える食料の安定供給体制を確立

I 「食料の未来を描く戦略会議」のメッセージを踏まえた戦略的対応 ～食料の未来を確かなものにするために～

1 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保

- 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化
- 国内における食料供給力の強化
- 農業に関する国際交渉等への戦略的な対応

2 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

- 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実
- 米を中心とする食生活の実践に向けた取組
- 食と農のつながりの深化に向けた取組

3 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

- 意欲と能力のある担い手の育成
- 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進
- 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮

II 農山漁村の活性化

- 1 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開
- 2 農林水産業と食品産業等の連携の強化
- 3 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

III 環境・資源対策

- 1 バイオマスの利活用の加速化
 - 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大
 - 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進
- 2 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献
 - 農林水産分野における地球温暖化対策の強化
 - 農林水産業における生物多様性保全の推進
- 3 北海道洞爺湖サミットへの対応

1. 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保

(1) 国内外の食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化

- 国際的な食料需給情報を一元的に収集・分析、提供し、国民的な議論を展開

情報の収集

在外公館、シンクタンク、商社等のネットワークを通じた情報収集

情報の分析

輸入国として独自の中長期世界食料需給予測モデルを開発

情報の提供

食料需給レポートや食料需給パンフレット等を提供

(2) 国内における食料供給力の強化

- 米粉や飼料用米などの、米利用の新たな可能性を追求
- 飼料自給率の向上対策として、青刈りとうもろこしや、食品残さを飼料化したエコフィード等の生産・利用を促進

飼料用米



青刈りとうもろこし



- 農商工連携や食料供給コスト縮減の取組を推進

目標：食料供給コストを平成17年から5年で2割縮減

○「食料供給コスト縮減アクションプラン(平成19年4月改定)」の着実な実施

- ・低価格資材の利用や省力化技術の導入など生産現場でのコスト縮減の取組事例を取りまとめた「品目別生産コスト縮減戦略」(平成20年1月)の普及・活用
- ・一層の省力化等を通じて生産コストの縮減に資する農業機械の開発や普及
- ・電子タグ等の新技術を活用したビジネスモデルの構築等の推進
- ・農協系統の経済事業改革の徹底

(3) 農業に関する国際交渉等への戦略的な対応

- WTOやEPAの国際交渉について、「多様な農業の共存」を基本理念として、国内農業への影響を十分に踏まえ、「守るべきもの」はしっかり「守る」との方針の下、戦略的に対応
- アフリカにおける農業の生産性向上や生産拡大への協力等を通じて世界の食料問題解決に貢献
- 検疫協議の加速化や「輸出ビジネスモデル」の確立等により我が国農林水産物・食品の輸出を促進

目標：農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模に拡大

○我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略(平成19年5月)

- ・輸出環境の整備
- ・品目別の戦略的な取組
- ・意欲ある農林漁業者等に対する支援
- ・日本食・日本食材等の海外への情報発信



2. 消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 消費者の信頼と食品の安全の確保に向けた取組の充実

- 食品表示特別Gメンの新設、加工食品の原産地表示に関する自主的な情報提供の推奨等を通じて消費者の「食」への信頼を確保
- 食品産業界に対し、国が示す信頼性向上のための手引きに沿った自主行動計画の策定や計画に基づく取組を要請

目標：平成22年度までに7割以上の中小食品事業者において企業行動規範を策定

- 農業生産工程管理手法（GAP）や危害分析重要管理点（HACCP）手法の導入を推進し、生産から食卓までの食品の安全を確保

目標：平成23年度までにおおむね全ての主要産地（2,000産地）においてGAPを導入

目標：畜産分野において、平成25年度までにHACCP手法を全国的（5,000農場）に導入

農業生産工程管理手法（GAP）

生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全や環境保全などの観点から特に注意すべき事項（点検項目）を定め、これに沿って農作業を行い、記録・検証して、農作業の改善に結びつけていく手法

危害分析重要管理点（HACCP）

HACCP手法は、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法

(2) 米を中心とする食生活の実践に向けた取組

- 食育の一環として、ごはん食に関する正しい知識の普及により、米を中心とする食生活の実践を推進
- 「めざましごはんキャンペーン」、「朝ごはんビジネス」、米飯学校給食の一層の普及・定着、「家族揃って夕ごはん」等の推進

「めざましごはんキャンペーン」の展開

- ・ 朝食の欠食の改善を図るための広報活動を実施

朝ごはんビジネスの推進

- ・ 中食、外食事業者に、ごはんメニューの拡充等を要請



(3) 食と農のつながりの深化に向けた取組

- 学校給食や企業の食堂等における地場農林水産物の活用の推進や、直売所を中心とした地産地消の取組の一層の推進

学校給食における地場農産物の利用



直売所を中心とした地産地消の取組の推進



3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(1) 意欲と能力のある担い手の育成

目標：他産業並みの年間労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営（農業構造の展望（平成27年））

（現状）
認定農業者数 237,370
集落営農数 13,062

家族農業経営 33万～37万
集落営農経営 2万～4万
法人経営 1万

○ 水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

平成19年12月に行った以下の見直し内容の周知徹底。

- 市町村特認制度の創設
- 申請手続の簡素化
- 交付金支払時期の前倒し 等

集落営農の組織化、経営状況に応じた支援の充実により、小規模・高齢農家も安心して参加できるような措置。

- リーダーを中心とした組織体制の充実 等

○ 経営の発展段階に応じた支援による多様な農業経営の発展の促進

- ・経営診断等を通じた経営管理能力の向上
- ・異業種との連携等も活用した経営発展の取組への支援 等

○ 農内外からの若者の就農促進

・働きながら学べる就農準備校での週末研修



・若者を対象とした農業法人でのOJT



○ 女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくり

- ・女性の起業の助長
- ・農業法人等が障害者を雇用する際のマニュアルの作成

(2) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

① 農地政策改革等

- ・農地の貸借を容易にするための措置、そのための条件整備として、情報の一元化、耕作放棄地の解消等の取組を推進
- ・新たな土地改良長期計画の策定

② 水田の有効利用

- ・行政と農業団体の連携により生産調整目標の達成に全力

産地づくり交付金
地域水田農業活性化緊急対策（緊急一時金）

麦・大豆・飼料作物等の生産や非主食用米の生産の定着を支援

③ 耕作放棄地の解消

- ・すべての耕作放棄地の現地調査等を踏まえた市町村の耕作放棄地解消計画の策定・実施を推進

目標：平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指す。

(3) 先端技術や知的財産を活用した農業の潜在的な力の発揮

① イノベーションを先導する技術開発の加速化

- ・栽培技術と先端工学技術を組み合わせた新たな省力栽培システム等の技術開発の推進

不耕起直播栽培技術



労働時間を3割削減

② 知的財産の戦略的な創造・保護・活用

- ・知的財産に関する情報提供、交換・連携を促進する「農林水産知的財産ネットワーク」の構築
- ・「東アジア植物品種保護フォーラム」を通じたアジア諸国での品種保護制度の早期整備の働きかけ

II 農山漁村の活性化

1. 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開

- 地域リーダーの育成やアドバイザーからの指導・助言による地域活性化を担う人材の育成

【人材の育成】

- ・シンポジウムや研修会の開催
- ・地域の合意形成の支援や有識者との交流
- ・アドバイザー、専門家等による指導や助言



- 地域・都市住民、NPO、企業等の多様な主体の協働により、祭りや伝統文化の保全・復活、魅力ある地域固有の景観づくりを支援

【集落再生】



- 小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するなど、都市と農山漁村の共生・対流を一層推進

【地域経済の活性化】

- ～「子ども農山漁村交流プロジェクト」～
- 子ども達の受入拠点施設の整備



(空き屋・廃校の活用など)

目標：将来的に、毎年、全国120万人（1学年規模）の小学生在が参加できるよう、モデル地域における受入体制の整備

- 「農地・水・環境保全向上対策」による支援
 - ・草刈り等の地域活動
 - ・環境負荷を軽減する先進的な営農活動への支援



農道の草刈り



土づくり、化学肥料・化学合成農業の低減

- 「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例の分析、ネットワーク化
- 農協等の意思決定過程及び農業経営への女性の参画の促進

2. 農林水産業と食品産業等の連携の強化

- 地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の連携による地域経済の活性化
 - ・農林漁業者が中小企業者と連携して行う先進的な農工商連携の取組の支援
 - ・流通業、外食産業、観光産業等のノウハウを活用した消費者ニーズに即した商品開発や販路拡大の取組の支援
- 農工商連携のモデル的取組を「農工商連携88選」として選定・紹介

【商品の開発・生産】

- (北海道E市)
- 地元製粉業者と小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。

【サービスの開発・提供】

- (福岡県O町)
- 旅館業者と農家が連携し、減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストラン、ウエディング事業を開始。年間20万人の観光客が訪れる。

3. 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

- 市町村による被害防止計画の策定を推進し、計画に基づく取組を総合的に支援

個体数調整

- ・捕獲の担い手の育成
- ・安全で効果的な箱わなの普及
- ・捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進

被害防除

- ・広域地域が一体となった防護柵の整備
- ・犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入

生息環境管理

- ・緩衝帯の設置
- ・広葉樹林の育成などの森林の整備・保全活動

- 効果的な被害防除技術の開発・普及

- ・効果的な捕獲技術や被害防除技術の開発・普及
- ・被害防止マニュアルの作成・配布、人材の育成・確保等



III 環境・資源対策

1. バイオマス利活用の加速化

(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大

- 農林漁業者とバイオ燃料製造業者の連携による**低コスト・安定供給に向けた取組**の支援

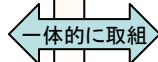
目標：平成23年までに国産バイオ燃料を5万kl生産

- 非食用資源からバイオ燃料を生産する「**日本型バイオ燃料生産拡大対策**」の推進

稲わら等の効率的な収集・運搬の実証



ソフトセルロースからバイオ燃料を製造する技術の確立



農林水産省試算：技術開発がなされれば、2030年頃には600万klの国産バイオ燃料の生産が可能

(2) 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

- 地産地消型・環境負荷の少ない「**バイオマスタウン**」について、複数の市町村が連携した広域的なバイオマスの利活用モデルの構築

バイオマスタウン

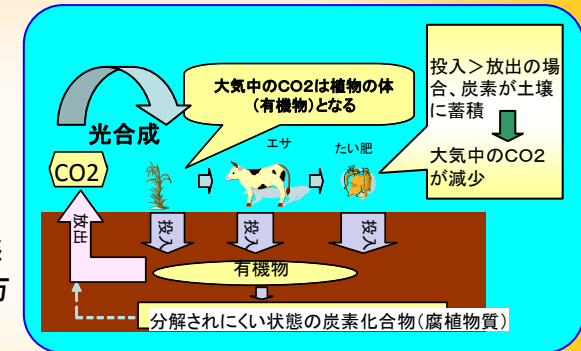
広く関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている地域。

目標：平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築

2. 地球環境保全に対する農林水産業の積極的な貢献

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

- 森林吸収源対策やバイオマス資源の循環利用等の**農林水産分野の排出削減対策の加速化**
- 地球温暖化の農林水産業への影響に対処するための**適応策の推進**
- たい肥の施用など適切な**土壌管理を通じた農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の向上**



- CO2排出量の実態把握、効果的な表示方法等について検討

(2) 農林水産業における生物多様性保全の推進

- 有機農業をはじめとする**環境保全型農業の推進**、間伐等による**森林の整備・管理**、藻場・干潟の**造成・保全**等
- 生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動をPRするための「**生きもの認証マーク**」の創設を検討

目標：平成22年に名古屋市で開催される予定の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で日本の取組を世界に向けて発信

3. 北海道洞爺湖サミットへの対応

- 「日本型バイオ燃料の生産拡大」や「**バイオマスタウン**」など**日本型バイオマス利活用を世界にアピール**

洞爺湖地域全体でバイオマスタウン構想を構築

国際シンポジウムの開催
アジア地域への人材・技術協力展開

バイオディーゼルの運行



「**環境ショーケース**」
バイオマス製品の展示

